

物 件 調 査 書

物件番号 30

所在地		北海道函館市桔梗4丁目365番12、同番335					
住居表示		北海道函館市桔梗4丁目33街区					
現況地目及び面積等		宅地	897.39 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	365番12	365番335				
	地目	山林	山林				
	数量	833m ²	64m ²				
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		南東側 舗装市道 幅員約 10.8 m (法第42条第1項第1号道路)					
法令に基づく制限	建築都市計画法	市街化区域					
		用途地域	第一種低層住居専用地域				
		地域・地区					
		建ぺい率	50%				
		容積率	100%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・都市再生特別措置法 ・景観法 ・函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	有	負担の内容 下記参考事項欄のとおり			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	有				
	都市ガス	接面道路配管	無				
交通機関	鉄道等	J R 函館本線 桔梗駅の 北東方 約0.6km 徒歩8分					
公共施設	函館市役所 亀田支所		函館市立中の沢小学校		函館市立桔梗中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物件の一部は、『土砂災害警戒区域』及び『土砂災害特別警戒区域』に指定されており、『土砂災害特別警戒区域』においては、建築物の構造規制等のほか、特定の開発行為を行う場合は事前に北海道知事の許可が必要です。詳細については、渡島総合振興局 函館建設管理部に照会願います。 ・当該物件は、函館市立地適正化計画で定める居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の開発、建築等行為及び一定規模以上の誘導施設の開発、建築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき函館市長への事前届出が必要となります。詳細については、函館市に照会願います。 ・当該物件に接面する市道『松原通』は、計画幅員16mの都市計画道路『3・4・73 松原通』に決定されているため、道路後退の内容及び建物の建築制限等については、函館市に照会願います。 ・当該物件の北側境界線付近は、急な傾斜地となっています。 ・当該物件の東側及び西側隣接地から樹木の枝が越境しています。 ・当該物件内には、樹木が多数あります。 ・当該物件内には、切株があります。 						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

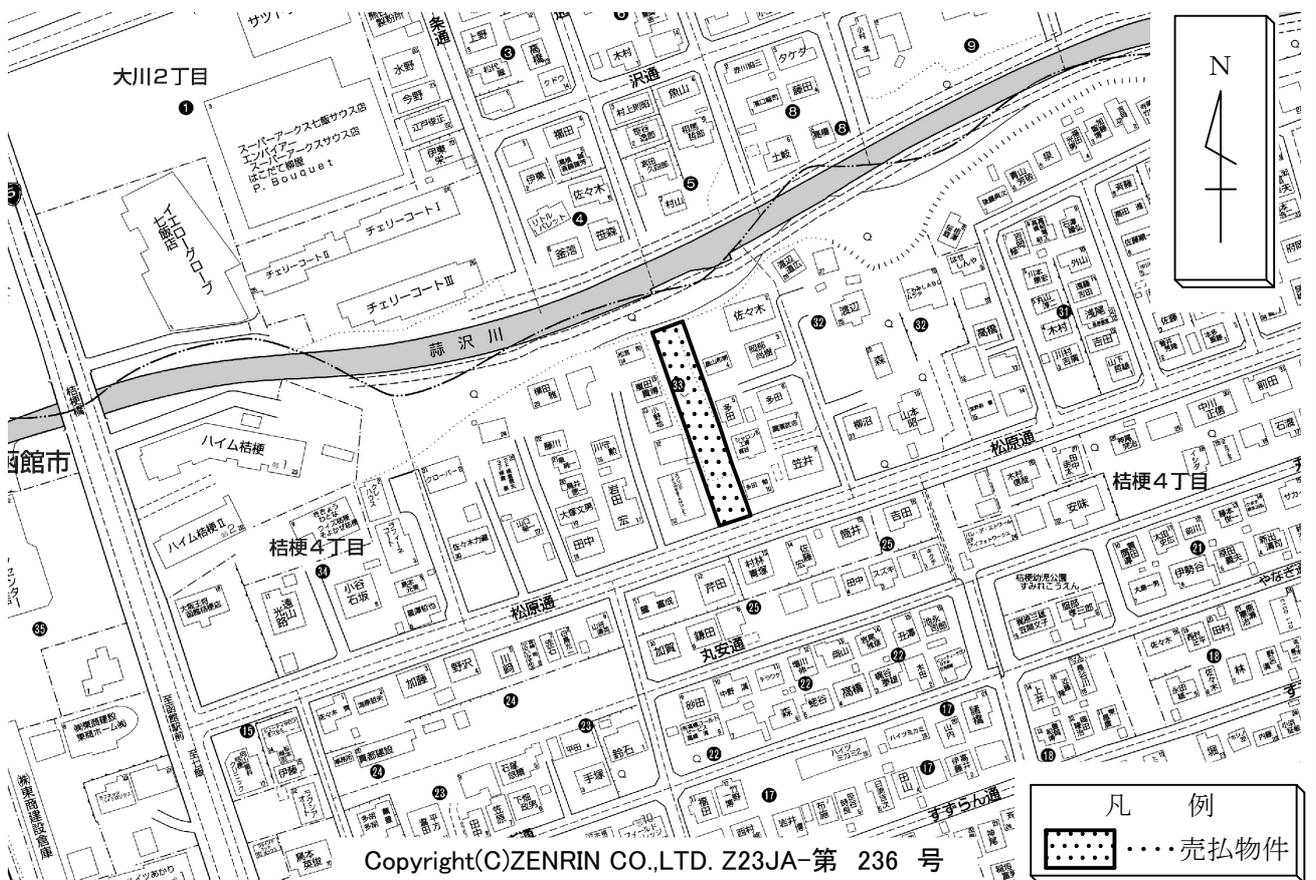
所在地

函館市桔梗4丁目365番12、同番335

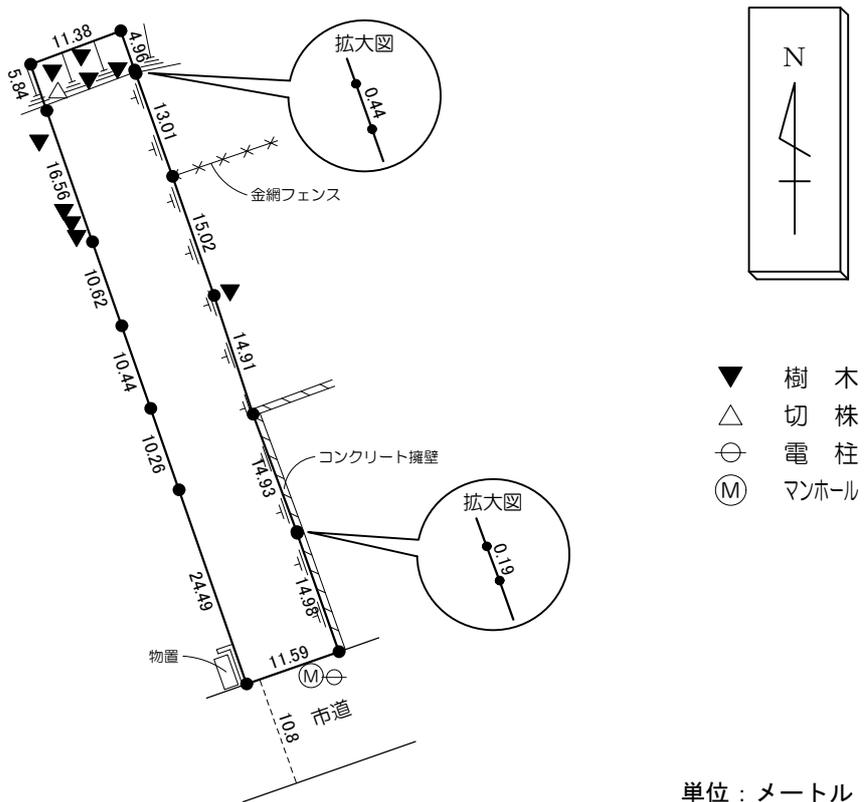
物件番号

30

案内図



概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	30
所在地	函館市桔梗4丁目365番12、同番335

